

受託候補者選定審査基準

本審査基準は、提出された企画提案書等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を選定するための基準を示すものである。

1 選定者

京都市の職員により構成する「木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営等に係る業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価し、受託候補者を選定する。

2 選定方法

選定委員会において、別表に掲げる評価項目について採点し、最も高い評価点を得た応募者を受託候補者として選定する。

ただし、評価点の合計が60点を満たし、かつ、別紙「受託候補者選定審査基準」の別表「評価項目及び配点」の「体制」の評価項目において評価点が10点を満たす応募者がいない場合は、受託候補者を選定しないことがある。

なお、応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

3 評価項目及び配点

各選定委員は、別表の「事業者」、「見積金額」を除く各項目についてA～Eの5段階で評価し、各項目の配点に以下の評価係数を乗じて合計したものを評価点とする。各応募者の評価点は、全選定委員の評価点の平均点とする（小数第2位切捨）。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	極めて良好
B	0.8	良好
C	0.6	普通
D	0.4	やや不十分
E	0.2	不十分

4 失格の条件

以下に挙げる場合は、失格とする。

- (1) 提案書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 受託希望金額が委託金額の上限を超えている場合
- (3) 提案書等に必要な項目が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合

別表 評価項目及び配点

項目	評価内容	配点
体制	・本業務を安定的に実施する体制はあるか。 ・業務の実施に必要な人員及び体制が整っているか。 ・適切な業務スケジュールとなっているか。	20
事業者	本店または支店が京都市内にあるか。 ・ある：10点 ・ない：0点	10
市民向けの普及啓発	・幅広い事業者等へ周知し、出展を得るための募集の工夫が計画されているか。 ・リーフレット作成・配布において、多くの市民の参加を促す構成となっており、市民に幅広く周知する工夫がされているか。 ・京都市役所前広場（予定）での普及啓発において、市民の森林や木材に対する理解を深める取組となっているか。 ・市民の参加を増やす取組が工夫されているか。	25
「京都のステキな木の空間」に係る企画運営	・市民が訪問しやすい会場において、市民が木材利用に対する魅力を感じるようパネル展が計画されているか。 ・事例集の作成において、木材利用の魅力が的確に伝わる紙面構成となっているか。 ・見学会において、市民が木造・木質化された建築物等への理解を深め、市民の参加を増やす取組が工夫されているか。	15
業務実績	類似業務を受託した実績はどの程度あるか。 A：5件以上 B：4件 C：3件 D：1～2件 E：0件	20
見積金額	受託希望金額の高低。 ・予定価格の85%未満：10点 ・予定価格の85%以上～90%未満：8点 ・予定価格の90%以上～95%未満：6点 ・予定価格の95%以上～99%未満：4点 ・予定価格の99%以上：2点	10
合計		100